

森林環境税(仮称)の早期創設と地方がおこなう森林整備対策の 長期的安定的な財源確保を求める意見書

森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、また、木材の供給を通じて地域産業の活性化と雇用創出に寄与しています。

しかしながら、所有者・境界が不明確な森林の増加や担い手不足、長期にわたる木材価格の低迷等により、森林の荒廃が深刻な状況です。

地方においては、国の森林整備事業に加え、地方単独事業等を創設し、森林整備対策、林業・木材産業対策が実施されているところですが、長期的な視点に立った安定的な財源が十分に確保されているとはいえないのが現状です。

については、森林環境税(仮称)の創設により、長期的かつ安定的な財源が確保されるよう下記事項の実施について強く要望します。

記

- 1 地方が行う森林整備の長期的、安定的な財源の確保のため、平成 30 年度税制改正において「森林環境税（仮称）」を創設すること。
- 2 税収は、民有林面積に応じて分配し、県及び市町村がしっかり連携しながら、自由度をもった対策が実施できるような制度とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 7 月 11 日